

*** 耐震関係、ZEH水準、各加算に関する確認資料と「建築士による工事内容確認書」について**

【⑱ 耐震・性能確認資料】

- ・「高度省エネ型・ZEH水準かつ構造対応」、「高度省エネ型・ZEH水準」で申請している物件は「⑱耐震・性能確認資料」の提出が必要です。
- ・性能確認資料(い)～(に)の書類 と 工事内容確認資料(a)～(d)の書類を提出してください。右欄・左欄に記載の書類内容を確認し対応してください。《注1》

性能確認資料	工事内容確認資料
(い)～(に)の何れか	左記の(い)～(に)を選択した場合、 (a)～(d)の何れか
(い) 長期優良住宅認定通知書、 長期優良住宅適合証、確認書等の写し、 設計内容説明書の写し (受付印があるもの)	(a)長期優良工事完了報告書の写し (所管行政庁の受付印があるもの) <工事完了報告書の提出不要な行政の場合> ③建築士による工事内容確認書 及び ⑱工事内容確認を行った建築士の建築士免許証の写し
(ろ) 設計住宅性能評価書、設計内容説明書 (受付印があるもの)	
(は) フラット 35S 設計検査に関する通知書、設計内容説明書(要審査済印、 <u>耐震性選択に限る</u>)	(b)建設住宅性能評価書 (c)フラット 35S 施工現場検査に関する通知書、適合証明通知書(要審査済印、 <u>耐震性選択に限る</u>)
(に) 建築士法による「構造計算によって建築物の安全性を確かめた旨の証明書」 《注2》	(d)③建築士による工事内容確認書及び ⑱工事内容確認を行った建築士の建築士免許証の写し
上記(い)～(に)の書類がない場合 (d)③建築士による工事内容確認書及び ⑱工事内容確認を行った建築士の建築士免許証の写し	

《注1》

交付申請は「構造計算」で申請、完了実績報告で「壁量計算等による耐震等級2」に変更した場合、耐震性能の下方変更となり「廃止」となりますのでご注意ください。

《注2》

所在地欄には対象住宅の地名地番、備考欄には建築主名を記入していること。

【⑭ ZEH 水準・性能確認資料】

- ・「高度省エネ型・ZEH 水準かつ構造対応」、「高度省エネ型・ZEH 水準」で申請している物件は「⑭ZEH 水準・性能確認資料」の提出が必要です。
- ・性能確認資料(へ)～(り)の書類 と 工事内容確認資料(e)～(g)の書類を提出してください。右欄・左欄に記載の書類内容を確認し対応してください。

性能確認資料		工事内容確認資料
(へ)または (と)～(り)の何れか		左記の(へ)を選択した場合は(e)のみ、 または、(e) 及び(f)～(g)の何れか
新 基 準	(へ) ⑭低炭素建築物新築等計画住宅 認定通知書の写し ※新基準のもの	(e)⑭低炭素建築物新築等計画に基づく 工事完了報告書の副本の一式の写し (要行政受付印) <⑭提出不要な行政の場合> ③建築士による工事内容確認書 及び ⑯工事内容確認を行った建築士の建築士免許証の写し
	(と) ⑭低炭素建築物新築等計画住宅 認定通知書の写し ※現行基準のもの 及び ・BELS 評価書(2 頁) <注 3> ・一次エネルギー消費量計算(4 頁)、 (BELS 評価機関の受付印のあるもの) <注 3> ・「BELS の ZEH 等の基準および品 確法 5 - 2 の等級判定に関する計 算書」 <注 3><注 4>	上記項目(e) 及び (f)建設住宅性能評価書
現 行 基 準	(ち) ⑭低炭素建築物新築等計画住宅 認定通知書の写し ※現行基準のもの 及び ・設計住宅性能評価書 <注 5>	上記項目(e) 及び (g)③建築士による工事内容確認書 及び ⑯工事内容確認を行った建築士の建築士 免許証の写し
	(り) ⑭低炭素建築物新築等計画住宅 認定通知書の写し ※現行基準のもの 及び ・建設住宅性能評価書 <注 5>	

《注3》

- ・BELS評価書は2枚つづりです。「評価の結果」のページも忘れずに提出してください。
- ・【ZEH水準】の「断熱等性能等級5」及び、「一次エネルギー消費量等級6」であることを確認してください。
- ・「一次エネルギー消費量計算(4頁)」、「BELSのZEH等の基準および品確法5-2の等級判定に関する計算書」は、原則、BELS評価機関の受付印のあるもの提出してください。
- ・BEIの値0.8以下(★の数が5つ)であることを確認してください。但し、太陽光発電等が一次エネルギー消費量計算に含まれる場合、BEIの値0.8以下(★の数が5つ)であっても要件を満たさない場合があります。

※BEIの値は、「設計一次エネルギー消費量(その他の一次エネルギー消費量を除く)」を「基準一次エネルギー消費量(その他の一次エネルギー消費量を除く)」で除して得た値とし、再生可能エネルギー等(太陽光発電システム、コージェネレーションシステムの逆流によるエネルギーのこと。以下同じ)を除いたものです。

- ・店舗等の非住宅と併用する場合、BELS評価書は、住宅部分のみを対象として取得してください。
- ・認定低炭素を取得した際の一次エネルギー消費量計算からBELS取得時の一次エネルギー消費量計算の内容が変更になった場合は、必ず認定を取得した所管行政庁にご連絡頂き対応してください。(原則、認定申請・BELS申請ともに竣工時の仕様で取得してください。)

《注4》

「BELSのZEH等の基準および品確法5-2の等級判定に関する計算書」

- ・太陽光発電、コージェネレーション設備が有る場合のみ添付してください。
- ・BELS評価機関の受付印のあるものを提出してください。
- ・(一社)住宅性能評価・表示協会のHPからダウンロードすることができます。

<https://www.hyoukakyukai.or.jp/bels/siryo.html>

上記アドレスにアクセスしていただくとExcel版「BELSのZEH等の基準および品確法5-2の等級判定に関する計算」(以下「計算書」という。)のダウンロードができます。

「はじめに(お読みください)」を必ず読んでいただいた上で使用してください。

また、今後予定される省エネ法関連の改正により、本計算書は予告なく変更する場合がありますので、あらかじめご承知おき頂きたく宜しくお願い致します。

《注5》

設計住宅性能評価書、建設住宅性能評価書(表紙および等級記載部)

- ・【ZEH水準】性能確認資料とする場合は「断熱等性能等級5」、及び「一次エネルギー消費量等級6」である必要があります。
- ・設計住宅性能評価で変更が生じた場合は変更の設計住宅性能評価書を取得してください。取得できない場合は当該評価書を活用することはできません。
- ・設計住宅性能評価書を性能確認資料とする場合は、③「建築士による工事内容確認書」及び⑩工事内容確認を行った建築士の免許証の写しも提出してください。